

1. スtockyard等利用規則

ストックヤード等利用規則

(目的)

第1条 この利用規則は、一般財団法人茨城県建設技術管理センター（以下「管理センター」という。）が「茨城県ストックヤード等管理運営要綱」（以下「要綱」）第3条第3項に基づき、ストックヤード等の利用に関して基本的事項を定めることにより、ストックヤード等の適正かつ円滑な運営を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 スtockヤード等を利用できる工事は以下の工事とする。

- (1) 国、地方自治体およびその関係機関が発注する工事(以下「公共工事」という。)で、ストックヤード等の利用が設計図書に明示されている工事。
- (2) 国、地方自治体が出資又は関係する団体等が発注する工事。
- (3) 公益性の高い工事と判断されるもの。

(ストックヤード等)

第3条 スtockヤードとは、建設発生土を再利用するため土砂を一時的に仮置きし時間調整を行う場所及び付帯設備を有する施設をいう。また、ストックヤード以外において建設発生土を適正利用するための場所及び付帯設備を有する施設を受入地といい、ストックヤード及び受入地を総称してストックヤード等とする。

(開設・廃止等の協議・報告及び周知)

第4条 管理センターは、ストックヤード等を開設、区域等の変更または廃止する場合、茨城県土木部検査指導課長（以下「検査指導課」という。）と事前に協議を行い、了承後、検査指導課に報告を行うものとする。

2 管理センターは、前項の協議後、開設、区域等の変更、廃止の情報について、ホームページやその他の手法により利用者等へ広報するものとする。

(開設・更新協定等)

第5条 管理センターは、ストックヤード等を開設もしくは更新する場合、ストックヤード等毎に目的、場所、期間、周辺環境への考慮、運用方針等を定めた協定または賃貸借契約を、地権者およびその関係者等と締結するものとする。

(利用事前協議)

第6条 発注者は、工事発注前に茨城県建設発生土情報検索システムに工事情報を登録した後、管理センターと利用可能なストックヤード等及び、土量・土質・利用時期等について、「ストックヤード等利用事前協議書」（様式-1）により協議する。

(利用手続き)

第7条 工事受注者（以下「ストックヤード等利用者」という。）は、前条の事前調整を行った工事について、次の様式により管理センターに、ストックヤード等の利用申請を行う。

なお、申請土量については、発注機関の設計土量とする。

様式	名称	備考
様式-2	ストックヤード等利用連絡書	工事受注時(ストックヤード等利用者が記入)
様式-3	ストックヤード等利用申請書	利用車両の番号併記 ※利用開始の10日前までに提出

ストックヤード等利用申請書（様式－３）の添付書類

様式	名称	備考
任意様式	工事場所位置図(写)	工事場所が確認できるもの
試験機関様式	土質試験の試験結果表(写)	利用土量に関わらず全て実施
発注機関様式	特記仕様書等(写)	ストックヤード等利用を明記した書式

2 管理センターは、前項の申請に基づき、次の様式をストックヤード等利用者に交付する。

様式	名称	備考
様式－４	ストックヤード等利用券	未使用の利用券は全て返却
様式－５	ストックヤード等利用車両証	使用後の車両証は全て返却

3 スtockヤード等利用者は、ストックヤード等の利用予定について、管理センター並びにストックヤード管理会社に次の様式を提出しなければならない。

様式	名称	備考
様式－６	ストックヤード等週間搬入・搬出予定表	利用前週の金曜日までに提出

4 スtockヤード等利用者は、利用期間・土量の変更及び車両の変更・追加があった場合、管理センターに次の様式を提出しなければならない。

様式	名称	備考
様式－７	ストックヤード等利用変更届	変更利用開始の１０日前までに提出
様式－８	ストックヤード等利用車両証追加発行願	利用開始の５日前までに提出

5 管理センターは、前項の変更届等を受けた場合には、第２項の様式をストックヤード等利用者に交付する。

（ストックヤード等利用者の責務）

第８条 スtockヤード等利用者が建設発生土をストックヤード等に搬入する場合、運搬車両の乗務員は車両の前部に利用車両証を掲示し、入り口においてストックヤード管理会社に利用券を提出し、搬入土の品質、数量等の確認を受けたあと指定された場所に荷下ろししなければならない。

2 スtockヤードから建設発生土を搬出する場合も、前項の手順に従い、積み込みを受けるものとする。

3 スtockヤード等利用者は、建設発生土の運搬にあたり、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（ダンプカー規制法）の遵守、過積載違反や交通規制等に違反しない等、道路交通法等の関係法令を遵守しなければならない。

4 運搬車両の乗務員についても、道路交通法等の関係法令を遵守すると共に、車両を清掃し、公道に土砂等を落下させないように努めなければならない。

5 スtockヤード等利用者が下請負人にストックヤード等を利用させる場合、利用にあたっての注意事項を事前に十分説明しておかななければならない。

（搬入土の品質）

第９条 スtockヤード等に搬入出来る土砂は、「土質区分基準」（別表－１）に掲げる第三種建設発生土以上の土砂とする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物については搬入できない。

3 第三種建設発生土未満の土砂の場合、発生元の工事側で天日乾燥や固化剤混合等により、第

三種建設発生土以上に性状を改善した場合に限り搬入出来るものとする。ただし、セメント系固化剤を使用した場合は、六価クロムの溶出試験を行い土壌の環境基準結果を踏まえた判断となる。(別表-2「搬入土砂の試験及び頻度」及び別表-3「搬入土の環境基準」参照)

- 4 土壌汚染された場所からの建設発生土は、ストックヤード等の利用が出来ない。また、土壌汚染が懸念される場所からの建設発生土については、管理センターと発注者において協議の上「搬入土の試験及び頻度」(別表-2)に基づき、土壌の溶出試験(必要に応じて含有量試験)を行い、この試験結果をもとに受け入れの判断をするものとする。(別表-3「搬入土の環境基準」)
- 5 スtockヤード等利用者は、搬入土に、ビニール等のゴミ、竹・木の根、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊などの廃棄物が混入しないように車両へ積込み前に分別を行い、監督員立会いの元で写真を撮り、利用完了報告時に添付資料(様式-10)を提出する。
- 6 搬入された土砂に廃棄物が確認された場合は、受入を拒否し持ち帰らせ、直ちに発注者並びにストックヤード等利用者と協議し状況確認をした上で、明らかに意図的なものや改善が見られない場合は、利用中止とする。
- 7 降雨等で土質性状が悪化し、目視により明らかに第三種建設発生土未満と判断した場合や、申請時の土質と大幅に違うことが確認された場合は、利用中止とする。

(料 金)

- 第10条 スtockヤード等の利用料金は、要綱第3条第2項に基づき、茨城県土木部が制定する各年度の実施用(労務・資材)単価(茨城県土木部制定)に定める単価とする。
- 2 スtockヤード等の利用料金に変更が生じた場合には、当該工事の起案日を確認し、積算に使用した時点での単価とする。

(請 求)

- 第11条 管理センターは、ストックヤード等利用者から「ストックヤード等利用申請書」または「ストックヤード等利用変更届」を受理後、請求書(様式-12)により利用料金を請求し、ストックヤード等利用者は、速やかに指定された方法で利用料金を納入しなければならない。
- 2 スtockヤード等利用者は、請求書に記載してある支払期限(申請書に記載した利用期間完了予定日)までに指定された方法で支払わなければならない。
 - 3 利用料金の未払いや再三の督促に応じないストックヤード等利用者に対しては、発注者にその旨を報告し、利用料金が完納されるまで一切の利用を認めない。
 - 4 前項の未払い分の入金があった場合でも、次回の利用に際しては、利用料金の前払いを求める場合もある。
 - 5 利用料金未払い分に係るストックヤード等利用者への督促は、別に定めるマニュアル(別表-4)に基づき行うものとする。
 - 6 スtockヤード等の利用完了報告時に土量の変更が生じた場合の精算については、第12条第5項の規定によるものとする。

(完了報告)

- 第12条 スtockヤード等利用者は、土砂運搬完了後、工事監督員の確認を受けた「ストックヤード等利用完了報告書」(様式-9)を管理センターに提出しなければならない。
- 2 スtockヤード等利用者は、前項の完了報告書提出の際、「ストックヤード等利用券」の未使用券と「ストックヤード等利用車両証」を管理センターに返却しなければならない。
 - 3 スtockヤード等利用者は、ストックヤード等の利用完了報告時に利用土量の変更を申告する場合、「ストックヤード等利用申請変更届」によらず「ストックヤード等利用完了報告書」をもって行うものとする。
 - 4 管理センターは、前項の土量変更があった場合、工事監督員に最終設計土量の相違がな

いかを確認するものとする。

- 5 管理センターは、前項の土量変更が確認出来た場合において、第11条第1項により利用料金が納付されている工事で、土量が増加した工事は、ストックヤード等利用者に不足分の請求を行う。また、土量が減じた工事は、ストックヤード等利用者から「ストックヤード等利用料金払戻申請書」（様式-13）の提出を受け利用料金の返金を行わなければならない。なお、第1項の完了報告書が提出された時点で利用料金が未納の場合は、最終設計土量をもって利用料金を請求する。

（不適正土量）

第13条 管理センターは、ストックヤード等利用者から完了報告を受けた工事で、不適正土量（過剰土量分）が確認できた場合、管理センター・発注者・ストックヤード等利用者の三者で協議を行い、発注者に設計土量の変更を求めるものとする。

- 2 前項に該当しない場合は、管理センター・発注者・ストックヤード等利用者において別途協議により適正に対処するものとする。

（土砂受領書・完了証明）

第14条 管理センターは、第12条第1項の「ストックヤード等利用完了報告」を受け、利用料金の全額入金が確認できた場合、受付印を押印した「ストックヤード等利用完了報告」の写し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」における省令で別に定める「土砂受領書」をストックヤード等利用者に、「ストックヤード等利用完了証明書」（様式-11）を発注者に発行する。
ストックヤードから土砂を搬出したストックヤード等利用者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」における省令で別に定める「土砂受領書」を管理センターに提出する。

（報告）

第15条 管理センターは、要綱第9条に定めるストックヤード等の管理状況について、半期毎に検査指導課に報告する。

- 2 管理センターは、ストックヤード毎の毎月の取り扱い土量実績について、毎月20日までに検査指導課に報告する。
- 3 スtockヤード管理運営において事故等が発生した場合、管理センターは、速やかに検査指導課に報告しなければならない。

（ストックヤードの機能回復）

第16条 スtockヤードにおいて、搬出が著しく滞っているために、その機能維持に支障があると検査指導課が認めた場合、その機能回復を行うことを目的として、近い将来において第2条で定めた工事による搬出予定がない場合に限り、第2条で定めた工事以外にもストックヤードの堆積土砂を搬出することが出来るものとする。

なお、搬出の方法等については、検査指導課と管理センターで協議のうえ決定するものとする。

（ストックヤード等の管理業務委託）

第17条 管理センターは、ストックヤード等の管理業務を委託する場合の業者の選考については、別に定める「委託業者選定基準」に合致した会社を選定し、入札方式で決定する。

（その他）

第18条 その他、本規則に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別に定めるところにより対処するものとし、必要に応じて検査指導課他関係機関等との協議により定めるものとする。